
フィンランド緊急事態措置権限法 (Emergency Powers Act)

(1080/1991 ; 885/2001 までの改正を含む)

第 1 章 目的

第 1 条 (1) 本法律は、緊急事態においても、国民の暮らしと国家経済を守り、法律秩序ならびに憲法上の権利および人権を維持し、我が国の領土保全および独立を維持することを目的としている。(198/2000)

(2) 国家防衛時においては、国家防衛法 (1083/1991) に規定されているように、本法律は、戦時下措置に関する規定が別途国家防衛法に定められていない場合にのみ、適用されるものとする。

第 2 条 本法律においては、緊急事態とは以下の場合を言う。

(1) 我が国に対する武力攻撃ならびに戦争および戦争直後。

(2) 我が国の領土保全が脅かされている状態、および我が国が戦争に巻き込まれる恐れがある場合。

(3) 外国間に戦争あるいは戦争の恐れがある場合、ならびに戦争に発展する恐れがあり我が国の防衛体制強化のために緊急の措置が必要であるところの深刻な国際的危機、ならびに同様の影響のある我が国以外で発生するその他の状況。ただし、第 1 条で述べられているところの我が国の存在および社会的安定のための基盤に深刻な危機が及ぶ可能性がある場合。

(4) 国民生活および経済にとって欠くことのできない燃料その他のエネルギー、原材料、製品の輸入が妨害もしくは中断されることにより、あるいはそれに匹敵する深刻な国際貿易の混乱により、国民生活もしくは国家経済の基盤に深刻な影響が及び恐れがある場合。

(5) 大災害

ただし、当局が、通常の権限を以っては、状況を制御することができない場合に限るものとする。

第2章 意思決定

第3条 (1) 緊急事態においては、政府は、第4章に規定する緊急事態措置権限を行使する権限を大統領により付与されるものとする。(198/2000)

(2) 同大統領の発令期間は、一年を越えない一定の期間とする。大統領令には、政府に認める緊急事態措置権限を明記するものとし、また当該権限がフィンランド全土に及ぶものでない場合には、発令区域を具体的に明記するものとする。

(3) 大統領令は、直ちに議会の審議にかけられるものとする。議会は、同命令についてそのままの内容で適用を認めるかあるいは命令全体もしくは一部を無効とするか、さらに同命令に示されている発令期間を認めるかあるいは短縮するかについて、決定を下さなければならない。

(4) 議会において本条(3)の決定がなされた場合、政府は、大統領令の無効が議会によって決定されない限り、緊急事態措置権限の行使に着手することができるものとする。

第4条 (1) 第3条(3)および(4)に規定する手続きを遵守することによって、本法律の目的達成が著しく損なわれる場合には、政府は、大統領令に規定する緊急事態措置権限の行使に直ちに着手することができる旨を、同命令において宣言することができないものとする。(198/2000)

(2) 上記の場合、命令は3ヶ月を超える期間効力を発揮することはないものとし、また同命令は直ちに議会に提出されなければならないものとする。同命令が発令から1週間以内に議会に提出されない場合は、効力を失うものとする。また、議会により無効の決定が行われた場合には、同命令は無効となる。

第5条 (198/2000)

緊急事態が継続し、本法律の目的達成のために、政府に緊急事態措置権限の行使を認める期間を大統領令により延長する必要がある場合、かつ効力のある命令に規定されている期間が終了するまでに、新たな大統領令に関して、失効期限の2週間以上前に当該新たな大統領令が議会に提出されているにも拘わらず、議会において第3条(3)の決定がなされない場合は、政府は、

かかる新大統領令に規定されている緊急事態措置権限を行使できるものとする。議会において新大統領に関する決定がなされた場合には、第 3 条(4)の規定が適用されるものとする。

第 6 条 (198/2000)

本法律の第 3 条乃至第 5 条に示されている場合に発令される、第 4 章に規定する緊急事態措置権限の行使に関する政府命令および決定については、直ちに議会に提出しなければならない。議会において無効の決定がなされた場合には、当該命令および決定は無効となる。

第 7 条 (198/2000)

(1) 上記第 3 条乃至第 5 条の大統領令ならびに第 6 条の政府命令および決定については、緊急事態終結後に無効となる。

(2) 第 4 章に規定する一定の緊急事態措置権限行使の前提条件が存在しなくなった場合は、当該権利の行使を認める大統領令の規定およびそれに対応する政府命令の規定は無効となる。

(3) 第 6 条の政府命令の全てまたは一部が向こうとなった場合は、それに対応する決定についてもその適応が中止されるものとする。

第 3 章 一般原則

第 8 条 政府は、本法律の目的達成のために必要不可欠な緊急事態措置権限のみの行使を認められるものである。こうした緊急事態措置権限は、本法律の目的達成のために必要不可欠な方法によってのみ行使・実施できるものとする。

第 9 条 (198/2000)

(1) 緊急事態においては、法律上保護されている個人の権利その他の権利は、当該状況に対処するために是非とも必要なものを除いては、制限されることはないものとする。

(2) 本法律に基づく緊急事態措置権限に関する大統領令および政府命令ならびに緊急事態措置権限の行使・実施においては、容認できる理由がある場合を除き、性別、年齢、出身地、言語、宗教、信条、意見、健康状態、

身体的障害その他の個人的理由によって、いかなる個人も差別的扱いを受けることはないものとする。

(3) 憲法上保護されている生存権、自己同一性、宗教・信条の自由については、本法律を根拠としても制限されることはなく、いかなる個人も人的尊厳が損なわれるような扱いを受けることはないものとする。

(4) 憲法上保護されている言論、集会、示威運動、結社の自由、通信、遠距離通信、その他の機密メッセージの秘密保持、当局に対して母国語を使用する権利、公正な裁判を受ける権利については、我が国に対する武力攻撃および戦時を除いて、本法律を根拠として制限されることはないものとする。個人の自由については、第 22 条、第 22a 条、第 23 条に規定される場合を除いて、本法律を理由に制限されることはないものとする。

第 10 条 本法律を適用するに当たっては、我が国を拘束する国際取極めおよび国際法の一般的に受け入れられている規則に基づいた、我が国法律の適用範囲に関する制限に従うものとする。

第 4 章 緊急事態措置制限

監督及び規制

第 11 条 (1) 政府は以下の命令を行うことができるものとする。

- (a) 通貨、債権、有価証券の輸出入の禁止、あるいはそれら輸出入をフィンランド中央銀行により免許された場合に限定すること。
- (b) フィンランド中央銀行の指示に従い、我が国に居住する個人は、補償と引き替えに、当該個人が所有または管理する外貨、海外に保有するフィンランド通貨、外国証券および外国債権を、フィンランド中央銀行あるいは同行が指定する個人に引き渡さなければならない（資産本国送還義務）。また、フィンランド中央銀行は本国送還義務の免除を認めることもできるものとする。
- (c) 我が国居住者により所有もしくは管理されている外貨、債権、有価証券の金額もしくは性質に変化を生じせしめるもしくは変化を生じせしめる可能性のある取引の禁止。我が国居住者および海外居住

者間での我が国居住者の資産もしくは債権の金額もしくは性質に変化を生じせしめ、若しくは変化を生じせしめる可能性のある取引の禁止。ただし、上記の取引についてフィンランド中央銀行が免許する場合に限っては、許可するものとする。

(2) 本条(a)および(b)に基づく本国送還義務に関する命令を発布する場合には、政府は送還に伴う補償をフィンランド通貨で支払うかあるいは送還対象となっている外国通貨で支払うかあるいは送還対象となっている外国通貨で支払うか、また譲渡人に選択権を与えるかどうかについても命じるものとする。その時点でのフィンランド中央銀行の為替レートが、当該補償の算定に適用されるものとする。

(3) 本条(a)の免許を発行する場合には、フィンランド中央銀行は条件をつけることができるものとする。

第 12 条 資産本国送還義務に関する第 11 条(1)および(2)の規定は、金その他の貴金属にも適用されるものとする。ただし、その大部分の価値が当該材料の価値以外の要素から生じている場合にはこの限りではない。

第 13 条 政府は、フィンランド中央銀行総裁からの申し出がある場合は、第 11 条、第 12 条、第 14 条に基づき発布される命令を実施するために必要となる限りにおいて、フィンランド中央銀行の義務および権限を拡大することができるものとする。

第 14 条 (1) 政府は、物品の輸出入を監督・規制することができるものとする。
(2) 重要な調達契約を履行するために必要な場合、政府は、当該契約を履行するために必要かつ関連する物品を取り扱う輸出業者および輸入業者を拘束する輸入・輸出命令を発布することができるものとする。

第 15 条 (198/2000)

(1) 政府は、物品の製造および供給ならびに建設工事を監督・規制することができる。また以下の趣旨の命令を発布することができるものとする。

(a) 物品の生産者および供給者ならびに建設業者は、一定の努めを果たす義務および一定の生産、供給もしくは建設工事に従事する義務を負うこと。

-
- (b) 一部の物品については生産、製造、精製を認める場合もあるが、政府が定める条件および規制に従わなければならないこと。
 - (c) 一部の物品についての販売目的での保持、商談の対象とすること、運搬、調達、貯蔵、受け取りを禁止すること。あるいは、政府が定める指示および条件に従うことを条件として販売目的での保持、商談の対象とすること、運搬、調達、貯蔵、受け取り、輸送、使用を認めるものとする。
 - (d) 政府が定める基準に従い発行される許可を取得しなければ、建設工事を開始・継続することはできないこと。
 - (e) 国民および資産を保護するために必要な防護的建造物および設備の建設・設置。

(2) 本条(a)および(c)に基づき物品運搬命令が発布された場合は、政府命令に別段の規定がある場合を除き、商店主等が個人的に利用するために物品を出庫する場合についても、同様に適用されるものとする。

第 16 条 (1) 政府は、公的部門および民間部門における賃金および給与を監督・規制し、また役務、労働時間、労働安全その他の条件についても命令を発布することができるものとする。

(2) 政府は、公的保険制度および社会福祉の範疇に含まれる手当や支援を監督・規制し、その基準および実施に関して、政府命令により例外を設けることができるものとする。また、こうした手当および支援に関連する改正および不服申し立て手続きに関しても、政府命令により例外を設けることができるものとする。

第 17 条 (1) 政府は、価格および報酬を監督・規制し、また価格統制のために必要な場合は、物品の品質についても監督・規制することができるものとする。

(2) 政府は、建物および建物の一部についての貸借料ならびにその他同様もしくは関連する報酬および補償を監督・規制し、また、契約解除権その他の借用条件に関する命令、建物および建物の一部の使用ならびに建物および建物の一部の第三者への譲渡に関する命令を発布することができるものとする。

第 18 条 政府は、輸送機関および交通機関を監督・規制できる。輸送手段の使用に関する命令を發布し、フィンランド船に認められている外国船荷取り扱い業者登録簿(**shipping register**)への登録ライセンスの一次的な取り消しや、また通信を制限することができるものとする。

国家財政

第 19 条 政府は、補正予算に関する決定が議会でなされるまでは、議会に提出中の追加予算および予算変更案の実施を決定できるものとする。

第 20 条 我が国における流動性維持を目的として、政府は、法律もしくは制令により支払いスケジュールが既に定められており、かつ支払い期限に達していない国家歳出に関する支払時期に関する命令を發布できるものとする。歳出の支払いについては、一度に最大 2 週間の延長を可能とする。

役務

第 21 条 (1) 政府は、本法律の目的達成のために必要な労働力を調達するために、強制就労斡旋制度を導入することができるものとする。この場合経営者側は、労働当局によって指定された求職者のみを雇用できるものとする。

(2) 第 2 条(1)乃至(3)、および医療に関するものとして第 2 条(5)に規定する緊急事態については、政府は、雇用関係を解除する権利を制限することができ、また特別な理由のある場合は、その権利行使を禁止できるものとする。

第 22 条 国民の医療を確保するために、政府は、16 才以上 65 歳以下の、医療分野に従事している者、また訓練を受けたことのある者、あるいはその他にも医療分野の任務に適しているフィンランド住民に対して、それぞれの訓練内容および経験の範囲内において、本法律の目的達成に必要な職務に従事することを命じることができるものとする。

第 22 条 a (198/2000)

救援業務向上のために、16 才以上 65 歳以下のフィンランドに居住する全

ての者に、民間防衛のために必要な作業を行わなければならないことを、政令により命令できるものとする。

第 23 条 第 2 条(1)から(3)の緊急事態において、第 21 条に規定する措置では不十分な場合には、政府は、16 才以上 65 歳以下のフィンランドに居住する全ての者に、本法律の目的達成のために必要な役務を命じることができるものとする。

第 24 条 (1) 我が国居住者は、第 22 条、第 22a 条、第 23 条に基づく役務を行わなければならない。ただし各人の技能および体力の許す限りの範囲に役務を限るものとする。強制就労命令を發布する際には、該当する個人の年齢、家族状況、健康状態その他の状況を考慮に入れなければならないものとする。(198/2000)

(2) 強制就労命令に従う者の報酬およびその他の手当については、当該分野で効力を有している集団交渉協定に支配されるものとする。これが適用できない場合は、従事者に委託された仕事に合理的に見合うだけの報酬その他の手当とする。

(3) あるいは、雇用および役務関係ならびに従事命令関係においてなされた仕事に関する規定を、適切な限り、強制就労およびそれに基づきおこなわれる仕事に適用するものとする。

(4) 本規定に該当する個人のその時点での役務関係は、強制就労命令によっても損なわれることはないものとする。

行政組織

第 25 条 政府は、国または自治体行政に従事する個人に、新たな職責もしくは任務を命じることができる。また当局機関の移転を命じ、同時に国または自治体行政から辞任する権利を制限することができるものとする。

第 25a 条 (198/2000)

救援任務向上を目的として、救援任務を担う当局機関の職務および民間防衛指揮命令系統に関する例外を、政府命令により設けることができるものとする。

第 26 条 (1) 政府は、本法律に基づき発布される命令を実施するにおいて守るべき手続きに関する指示を出すことができる。政府は、指定する国または自治体機関に当該命令の実施を委託することができ、公的責任に基づき運営されるところの実施機関を設立でき、あるいは同実施機関の設置を自治体に命じることができるものとする。

(2) 上記命令の実施のために、政府は、一定期間あるいは当面の間、行政当局の管轄区域および権限ならびにこれら機関が通常守るべき手続きを変更することができ、さらに法律に基づく自治体の義務の履行を制限もしくは禁止することができるものとする。

(3) 戦時において、政府は、本法律以外の法律の戦時規定の実施を、政府が指定する国または自治体機関に委託することができ、公的責任に基づき運営されるところの実施機関の設立、あるいは同実施機関の設置を自治体に命じることができるものとする。

第 27 条 (1) 問題の件数あるいはその他の理由により必要な場合は、政府は、本法律あるいは戦時においては戦時に適用されるその他の法律に基づき発布される命令に関する苦情申し立てを検討する委員会を設立できるものとする。また同時に政府は、同委員会の決定に対する不服申し立てに関する指示を出すことができるものとする。

(2) 各委員会における手続きは、適切な限り、司法手続きに関する通常の規則に従うものとする。

(3) 各委員会の議長は、法律に関する学位を有したものでなければならない。

地方行政に関する特別権限

第 28 条 政府は、政府を補佐する緊急事態委員会の設立を、各自治体政府に命じることができるものとする。同委員会の役割とは、国および自治体当局機関と産業界および非政府組織間の調整を図ることである。政府は、委員会の職務、組織、および運営に関してより具体的な指示をおこなうものとする。

第 29 条 政府は、以下の命令を発布することができるものとする。(198/2000)

-
- (1) 自治体選挙を一定期間もしくは当面の間、延期すること。
 - (2) 地方議会の半数以上の議員が出席している場合、定足数を満たしているものとする。
 - (3) 規定されているあるいは命じられている時期・方法とは異なる時期・方法で地方議会の会合を召集すること。
 - (4) 地方議会の権限を、一定の事柄に関しては、自治体政府に委譲すること。
 - (5) 自治体政府の権限を、一定の事柄に関しては、市長もしくはその他幹部に委譲すること。ただし、本条(4)により自治体政府に委譲されている議会の権限に関してはこの限りではない。さらに (198/2000)
 - (6) 各委員会の権限を、一定の事柄に関しては、委員会議長もしくは市幹部に委譲するものとする。

その他の緊急事態措置権限

第 30 条 (1) 国民の医療を確保するために、政府は、医療・調査機関もしくは自治体医療機関の所有者もしくは管理者に対し、以下の事柄をおこなわせることができるものとする。

- (a) 当該機関の業務を拡大もしくは方向転換すること。
- (b) 当該機関の全業務もしくは一部を、通常の業務区域外に移転すること、あるいは通常の業務区域外にも業務を拡大すること。
- (c) 規定、命令、取り決め内容の如何を問わず、当該機関に患者を収容すること。
- (d) 当該機関もしくはその一部を国の機関に譲渡すること。

(2) 本条(1)の(a)および(b)の規定は、適切な限りは、医薬品工場もしくは卸売業者、薬屋、医薬品もしくは医療サービスを扱っているあるいは医療分野に従事する企業もしくは商人にも適用されるものとする。

第 31 条 我が国の経済およびエネルギー供給を防衛するために、政府は、鉱物および泥炭の抽出ならびに伐採による材木の調達に関する命令を発布できるものとする。

第 32 条 (198/2000)

公的義務あるいは民間防衛の適切な実施を図るために、政府は、以下の徴用に関する命令を發布できるものとする。

- (1) 建物家屋
- (2) 輸送、救援、消火活動、撤去、救援医療、通信用装置、コンピュータ、その他公的義務あるいは民間防衛を行うに際し必要不可欠な備品。

第 33 条 (1) 第 2 条(1)乃至(3)の緊急事態において、政府は、(198/2000)

- (a) 経済および軍備の充実のための必要性に応じて、個人に対し、物品を政府に譲渡させ、作業、役務、輸送その他必要な仕事を行わせることができる。
 - (b) 通信および通信網の変更に関する命令を發布できる。
 - (c) 国民あるいは国防上重要なターゲットに防衛するために必要な場合は、夜間外出禁止を宣言できる。
 - (d) 国防省および交通通信省に対し、防衛力増強のために必要な不動産、建て門、家屋を一時的に徴用できる権限を認めることができる。
- (2) 本条(1)に規定されている事柄に加えて、第 2 条(5)に記載の状況が発生し必要になった場合は、民間防衛のために、政府命令により、我が国の一定地域に滞在する権利、あるいは当該地域を離れる権利を取り消すあるいは制限することを、宣言できるものとする。

第 34 条 本章の以上の条項に加えて、政府は、本法律に基づく命令の実施に必要な、使用、生産、消費を目的とする物品の没収および徴発、ならびに当該物品の維持に関する命令を發布することができるものとする。

第 34 条 a (198/2000)

救援業務を行うために必要な場合は、政府命令により、一定地域の住民、住民の一部、および製造施設設備を、当該緊急事態により必要な限り同地域以外の場所に移送することを命じることができるものとする。

第 34 条 b (198/2000)

第 34a 条の措置を実施するために、政府命令により、移送された住民のための収容施設、食糧供給、その他維持に必要な資産を徴用することを、政

府命令により命令できるものとする。

第 35 条 (198/2000)

(1) 政府は、

- (a) 債務者に債務支払期日の延長を認めることができ、また債務の支払いを行わない場合に通常課される罰則を免除することができる。
- (b) 為替手形の満期期日を延長することができ、為替手形および小切手に基づく権利保持に関わる措置の期限を延長することができる。
- (c) 裁判所その他当局機関の決定に対する上訴期限および権利取得もしくは保持のために必要な措置の期限に関する命令を、発布できる。ただし、自由を剥奪されているあるいは犯罪の嫌疑をかけられているか有罪判決を受けている個人を法的に保護する場合は、それを妨げるものではない。
- (d) その他の措置に関して規定もしくは命令されている期限に関して、事前あるいは事後延長に関する命令を発布できる。

(2) 第(1)項の規定は、労働に対する報酬もしくは年金、あるいは法律もしくは契約に基づくその他同様の債務には適用されないものとする。

緊急事態措置権限に関する制限

第 36 条 本章に規定する緊急事態措置権限が行使されている場合、やむを得ない理由なしに、規制、没収、徴用命令により、燃料および潤滑剤を確保するために輸送もしくは農業に従事する個人、また暖房用燃料を確保するために不動産所有者もしくは占有者、さらに国民の生命維持に必要な資材を確保するために私人もしくは避難シェルターの所有者もしくは管理者の権利が制限されることはないものとする。ただし、これらの資材等が、緊急事態時に、輸送、農業、暖房、世帯維持、あるいは避難シェルターに收容される人々のために使用する目的であらかじめ備蓄されている場合に限るものとする。

第5章 補償

- 第37条** (1) 個人が、本法律第15条(1)の(a)、第30条乃至第32条、第33条(1)あるいは第34a条もしくは第34b条に基づき発布される命令の結果、損失を被った場合や、かつ当該損失が別の法律に基づき補償されない場合には、当該個人に対し、国が、その損失を全額補償するものとする。(198/2000)
- (2) 上記損失が、損失を被った個人の経済状態その他の状況に鑑みて、深刻なものではないとみなされる場合、あるいは損失発生件数が膨大なために、国家財政もしくは国家経済状態から見て必然的に必要な場合は、当該損失に対する補償は合理的な範囲にとどめられるものとする。
- (3) 必要な場合、政府は、上記補償の評価根拠および手続きに関して、より詳細な命令を発布するものとする。

第38条 必要な場合、政府は、第37条の場合に加えて、第4章に基づき発布される命令に関しても、国からの補償に命令を発布するものとする。しかし、自治体に委託される業務から発生する準備および維持費用に関しては、国庫補助金および自治体助成金に関する規定に支配されるものとする。

第39条 本法律に基づき発布された命令に従い遂行される任務を原因とする労働災害あるいは職業病に対しては、障害保健法(608/1948)の規定に基づき、国庫から補償が支払われるものとする。ただし、他の法律もしくは取極めによって、より高額な補償金額が規定されている場合はこの限りではない。

第6章 対処準備

- 第40条** (1) 政府、国の行政機関、国の事業、その他国の関係機関ならびに各自治体は、緊急事態計画、緊急措置の事前策定、その他の措置により、緊急事態においても混乱を最小限に押さえつつ職務が遂行できるように図るものとする。
- (2) 緊急事態への備えについては、政府および各省庁がそれぞれの業務分野において管理、監督、調整を図るものとする。

第40a条 (198/2000)

- (1) 政府医療コミッショナーは、政府を補佐し、緊急事態時の医療サービス

体制の監督に当たるものとする。政府医療コミッショナーは、緊急事態医療に必要な各種制度が整備され、緊急事態体制に関連するその他の制度との調整が図られるよう取り計らうものとする。

(2) 社会問題健康省長官は、政府医療コミッショナーを務めるものとする。戦時あるいは他の特別な理由が生じた場合には、政府は、長官を政府医療コミッショナーから解任し、医療分野に関してふさわしい経歴を有する別の人物を任命することができるものとする。

(3) 社会問題健康省から申し出があった場合は、政府は、緊急事態時の医療に関する計画立案のために、緊急事態時医療サービス諮問委員会を任命できるものとする。ただし同委員会の任期は、5年を越えないものとする。

(4) 緊急事態医療サービス諮問委員会の構成、目的、手続きに関する具体的な内容については、政府命令により規定できるものとする。

第7章 施行

第41条 関係当局は、本法律または本法律に基づき発布される命令の規定に基づき職務を遂行するために、監察を実施することができるものとする。

第42条 警察その他当局は、本法律ならびに本法律に基づき発布される規定および命令を施行するために、公的支援を提供するものとする。

第43条 政府、各省庁、州政府、自治体、および関係軍当局は、本法律の目的達成のために一定地域の市民あるいは住民の注意を速やかに喚起する必要がある場合は、本法律の施行あるいは適用に関する通知を発行あるいは放送することができるものとする。この通知については、できる限り早急に、必要に応じて、全国規模、地方規模、あるいは地元の新聞あるいは放送局を通じて発表するものとする。

第44条 政府は、本法律に基づき発布される命令の実施および当該命令の順守を図るために必要な情報および説明を各企業、各団体、私人が提供すべき義務に関する命令を、発布できるものとする。また政府は、他機関に上記情報を提供すべき当局機関の義務についても、命令を発布できるものとする。

第45条 本条は無効とする。

第 46 条 本法律に基づき発布される命令に反するもの、あるいは当該命令を回避することを意図したものである限り、契約もしくは約束あるいは取り決めに含まれる条項は、適用あるいは履行できないものとする。

第 47 条 (1) 自治体選挙が第 29 条(1)に基づき延期された場合は、市長およびその代理は、新たに選挙が実施され新たな市長が選出されるまで、任期が継続されるものとする。また政府によって命令が出された場合は、選挙によって選出されているその他の自治体役職についても、その任期が、一定期間あるいは当面の間、同様に継続するものとする。さらに、政府は、上記役職に対して十分な数の代理を選出するよう命令することができるものとする。当該代理については、正式役職の選出を行う機関と同じ機関によって選出されるものとする。

(2) 選挙が延期された場合は、できるだけ早急に政府が定める時期に新たな選挙を行うものとする。

第 8 章 不服申し立て

第 48 条 (1) 本法律に基づき発布された命令に基づきなされた行政決定については、関係当局機関の決定に対する不服申し立てに関する一般規定に従い、不服申し立てを行うことができるものとする。しかし、州政府の管轄下にある機関の決定に対しては、州行政裁判所に不服申し立てを行うものとする。不服申し立て規定が制定されていない場合は、最高行政裁判所に提訴するものとする。

(2) 行政決定は、上訴機関によって禁止命令が出されない限りは、直ちに施行できるものとする。

(3) 第 6 条に基づき議会に提出される政府の行政決定については、不服申し立ては行えないものとする。

(4) 本法律に基づき不服申し立ての対象となっている政府決定および省庁決定については、不服申し立てによって出された指示を当該決定に追記するものとする。

第9章 罰則規定

第49条 (885/2001)

本法律に基づき発布される命令及び規則に違反した場合、および違反しようとした場合の罰則については、刑法第46章第1条から3条に規定するものとする。(391/1889)

第50条 (1) 本法律第21条に基づき発布される命令あるいは第24条(2)に規定されている義務を順守しないあるいはその他の方法で違反する者に対しては、緊急事態における労働違反として罰金を科すものとする。

(2) 本法律第22条、第22a条、第23条、第25条に基づき発布される強制就労を適切に行わない者に対しては、当該行為が公的責任不遵守として罰せられる場合を除いて、非常事態における強制就労不履行として罰金を科すものとする。

(3) 本法律第30条乃至第32条、第33条(1)の(a)および(2)もしくは第33条(1)項(d)号あるいは第34条もしくは第34b条に基づき発布される命令を遵守しない者、またはその他の方法で違反するあるいは違反しようとする者にたいしては、徴用不服従として罰金を科すものとする。

(4) 本法律第33条(1)の(c)、第33条(2)項に基づき発布される命令を遵守しない者、もしくはその他の方法で違反するあるいは違反しようとする者にたいしては、夜間外出令違反として罰金を科すものとする。

第51条 本条は無効とする。

第10章 その他

第52条 (1) 本法律において“物品”とは、現金その他の決済手段、債権、証券を除くあらゆる動産を言う。物品に関する本法の規定は、適切な限り、役務にも適用するものとする。

(2) 本法律において“報酬”とは、人または物品の輸送、不動産、施設、物品その他第三者が所有する財の利用およびその他の便益もしくは行為に対する対価を言う。ただし、第17条(2)の不動産契約に基づく家賃、報酬もしくは代償、あるいは雇用契約法(320/1970)に支配される公職もしくは

雇用契約に基づく報酬、あるいは法律または命令によって規定されている支払額あるいは報酬額は除くものとする。

第 53 条 (1) 国または国当局に関する本法律の規定は、適切な限り、公法によって支配される独立行政法人にも適用されるものとする。

(2) 自治体に関する本法律の規定は、適切である限り、自治体連盟、大学病院を抱えている中央病院地域 (**central hospital district**) および独立自治体法人にも適用されるものとする。

第 54 条 (1) 本法律は、1991 年 9 月 1 日をもって効力を発揮する。

(2) 本法律は、例外的状況下での国民の生活および国家経済の保護に関する法律 (407/1970) および強制就労法 (418/1942) (ともに改正を含む)、ならびに労働キャンプ法 (912/1943) に代わるものとする。

※ 本訳はフィンランド司法省 Aki Hietanen 氏より許可を頂き翻訳したものであり、著作権はフィンランド司法省にある。 ©Finnish Ministry of Justice